



2015年5月22日

各 位

会 社 名：株式会社ツクイ
代表者名：代表取締役社長 津久井 宏
(コード番号：2398 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月24日開催予定の第47期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2015年4月施行の介護保険制度の改正に伴い、現行定款第2条(目的)に定める事業目的に所要の変更を加えるものであります。併せて、事業の現状に即し語句の一部修正および整理を行うものであります。
- (2) 2015年5月施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項および第39条第2項の規定を変更するものであります。なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (条文省略)</p> <p>4. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業および介護予防・日常生活支援総合事業</p>

現行定款	変更案
<p>5. ～13. (条文省略)</p> <p>14. 有料老人ホーム、<u>ケアハウス</u>、<u>高齢者用住宅</u>における介護サービスの提供</p> <p>15. ～36. (条文省略)</p> <p>第3条～第28条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第38条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第44条 (条文省略)</p>	<p>5. ～13. (現行どおり)</p> <p>14. 有料老人ホーム<u>事業</u>、<u>サービス付き高齢者向け住宅事業</u>における介護サービスの提供</p> <p>15. ～36. (現行どおり)</p> <p>第3条～第28条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第38条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第44条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更取締役会決議日

2015年5月22日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

2015年6月24日 (水曜日)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ツクイ 経営企画部

TEL045-842-4193